

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月4日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第2号

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例施行規則（平成19年秋田市規則第51号）の一部を次のように改正する。

様式第1号および様式第3号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。